

平成 30 年（行ツ）第 109 号 衆議院議員選挙無効請求上告事件
上告人 鶴本 圭子 外（以下、「選挙人」又は「選挙人ら」という）
被上告人 東京都選挙管理委員会 外（以下、「国」ともいう）

弁論の要旨

平成 30 年 11 月 6 日

最高裁判所大法廷 御中

上告人ら訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊

目次

第1章 (本書 1~20 頁)	1
国の合憲論に対する反論	1
第I部 (本書 1~7 頁)	1
憲法 56 条 2 項、1 条、前文第 1 文、14 条は、人口比例選挙を要求する (統治論)。	1
I 序 (本書 1~2 頁)	1
II 憲法 56 条 2 項、1 条、前文第 1 文前段、14 条に基づく統治論 (本書 2~7 頁)	2
(1) 第 1 の論点 (「多数決」か? ; 又は「少数決」か?)	2
(2) 第 2 の論点 (誰の「多数決」か? (即ち、主権者 (国民) の「多数決」か? ; 又は国 会議員の「多数決」か?))	3
(3) 第 3 の論点 (「正当 (な) 選挙」とは、人口比例選挙、非人口比例選挙のいずれか?)	5
(4) 第 4 の論点 (憲法前文第 1 文の「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者 を通じて行動し、」の「行動」とは何か?)	6
(5) 第 5 の論点 (本件選挙は、「正当 (な) 選挙」であるか否か?)	6
第II部 (本書 8~20 頁)	8
I 国の 2 倍未満合憲説	8
1 反論 1	8
2 反論 2	9
3 反論 3	10
II 国の本件各改正による合憲説	11
1 反論①	11
2 反論②	14
第2章 (本書 21~22 頁)	21
裁判官は、統治論に基づく選挙人らの主張を排除する場合は、その排斥の理 由を判決理由中に説示する義務を負う (憲法 76 条 3 項、民訴法 253 条 1 項 3 号、行政訴訟法 7 条)。	21

第1章 (本書 1～20 頁)

国の合憲論に対する反論

第1部 (本書 1～7 頁)

憲法 56 条 2 項、1 条、前文第 1 文、14 条は、人口比例選挙を要求する (統治論)。

I 序 (本書 1～2 頁)

(1) 国政選挙の投票価値の不平等の問題は、憲法論として、

- ① 人権論 (憲法 14 条に基づく議論) ;
- ② 統治論 (憲法 56 条 2 項、1 条、前文第 1 文前段、14 条に基づく議論)

の 2 の議論がある。

しかしながら、従来 (昭和 37 年～今日迄)、国政選挙の投票価値の不平等の問題は、裁判所 (但し、平成 25 年 3 月 26 日広島高裁岡山支部判決〈衆〉(甲 9)、平成 25 年 11 月 28 日広島高裁岡山支部判決〈参〉(甲 14)を除く) は、専ら人権論 (即ち、憲法 14 条に基づく議論) として、国会の裁量による匙加減で決められた 1 票の価値の最大格差が、合憲の範囲に留まるか否かを、議論し、統治論として、この問題を議論することなく、各判決を言渡されている。

憲法学界でも、今日に至るまで、国政選挙の投票価値の不平等の問題を統治論の切り口から議論する論稿は、未だ 1 も発表されていない。

(2) 平成 21 (2009) 年以降、選挙人 (原告) 代理人らの弁護士グループは、一票の投票価値の不平等の問題は、人権論の議論のみに止まらず、憲法上の統治論

(憲法 56 条 2 項、1 条、前文第 1 文前段、14 条に基づく議論) として、合憲・違憲の問題を論じるべきである、と一貫して主張している。

(3) 本件選挙の選挙区割りが合憲であるためには、**統治論と人権論の 2 のハードル**をいずれもクリアーすることが、求められる。

(4) 本件裁判で、選挙人（原審原告）らは、上記の**統治論**に基づいて『本件選挙区割りは違憲である』旨

主張する。

II 憲法 56 条 2 項、1 条、前文第 1 文前段、14 条に基づく**統治論** (本書 2~7 頁)

本件選挙の 1 票の投票価値の最大較差が憲法違反か否かの問題を統治論として議論するに当たって、選挙人らは、まず争いのない下記(1) (本書 2~3 頁) の第 1 の論点 (「多数決」、「少数決」のいずれか?) から議論を始め、順次下記(5)の第 5 の論点 (本書 6~7 頁) まで議論を進めることとする。

(1) 第 1 の論点 (「多数決」か? ; 又は「少数決」か?)

第 1 の議論は、

「多数決」か? ;

又は 非「多数決」か? ;

の議論である。

【議論】

① 憲法 56 条 2 項は、

「両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員

の過半数でこれを決し、……」

と定める。

- ② 「多数決」の主体が何であるかの問題（即ち、主権者の「多数決」（但し、ここでは、議事を過半数で決すことを意味する。）か？ 又は主権者以外のものの「多数決」か？ という問題）と切り離して、単純に「多数決」か？ ; 非「多数決」か？ ; の問題自体を議論すれば、

【憲法 56 条 2 項が、原則「多数決」のルールを定めていること】に、争いはない。

けだし、憲法 56 条 2 項は、「両議院の議事は、……**過半数で**、これを決し、……」と明定しているからである。

この憲法 56 条 2 項の「多数決」のルールが、統治論の議論の出発点であり、かつ現憲法の統治論の議論の第1の核である。

- (2) 第2の論点（誰の「多数決」か？（即ち、主権者（国民）の「多数決」か？ ; 又は国会議員の「多数決」か？））

第2の議論は、では、「両議院の議事」（憲法 56 条 2 項）の「多数決」の主体は、実質的にみて、誰か？

（即ち、実質的にみて、

主権者（国民）の「多数決」か？ ;

又は国会議員の「多数決」か？ ;)

の議論である。

【議論】

- ① 憲法 1 条は、「主権の存する日本国民」と明定し、かつ

憲法前文第1文後段は、「主権が国民に存する」と明定する。

従って、【主権者が国民であること】に、憲法の文理上、争いの余地はない。

- ② **主権とは、国の最高の意思を最終的に決定する権力である**（新法律学辞典第五版有斐閣 平8）。

「両議院の議事」の決定は、国家の最高の意思の最終的意思の決定の1である。

よって、**主権は、「両議院の議事」(憲法56条2項)を実質的に決定する権力を含む。**

そして、上記①に示すとおり、主権者は、国民である（憲法1条）。

従って、**主権者たる国民が、「両議院の議事」を実質的に決す権力】を有する。**

他方で、【国会議員が、「両議院の議事」を実質的に決すこと】は、「主権の存する日本国民」（憲法1条）の定めに矛盾する。

従って、憲法1条は、

【(主権者でない)国会議員が、「両議院の議事」を実質的に決定すること】を許さない。

以上のとおり、この【**主権者(国民)が、両議院の議事を実質的に決定する**】ということが、統治論の議論の**第2の核**である。

- ③ 憲法56条2項は、「両議院の議事は、……過半数でこれを決し、」と定めた
とおり、**多数決のルール**を定める。

従って、「両議院の議事」(憲法56条2項)を実質的に決定する、「**多数決**」の**主体**は、自ら**主権者たる(国民)**ということになる。

即ち、「**両議院の議事**」(憲法 56 条 2 項)は、主権者(国民)が、実質的に、**主権者(国民)の多数(過半数)**で、これを決定する(憲法 56 条 2 項)、と解される。

この【**主権者(国民)が、「両議院の議事」を実質的に主権者(国民)の過半数で決定する**】ということが、統治論の議論の**第3の核**である。

④ (①～③の小括)

上記①～③に示すとおり、**主権者(国民)は、「両議院の議事」を実質的に主権者(国民)の多数(又は過半数)で決定する**(憲法 1 条、憲法 56 条 2 項)。

従って、憲法 56 条 2 項、1 条、前文第 1 文前段は、

(①「**主権の存する日本国民**(憲法 1 条)が、②「**国会における代表者を通じて**」(憲法前文第 1 文前段)、③【**主権者(国民)の「過半数**」(憲法 56 条 2 項)で、これ(「**両議院の議事**」(憲法 56 条 2 項))**を決**すこと】を保証する)「**正当(な)選挙**」(憲法前文第 1 文前段)で、【**主権者(国民)が、国会議員を選挙(即ち、「行動**」(憲法前文第 1 文前段))すること】

を要求する、と解される(「**主権者(国民)の多数決**」のルール)。

(3) 第 3 の論点(「**正当(な)選挙**」とは、人口比例選挙、非人口比例選挙のいずれか?)

【議論】

「**正当(な)選挙**」(憲法前文第 1 文)とは、選挙する側の主権者(国民)の数と、選挙される側の選挙された国会議員の数が比例する選挙(即ち、人口比例選挙)である。

けだし、一方で、選挙する側の主権者(国民)数と選挙される側の国会議員の数が、比例する選挙では、【**主権者(国民)の過半数が、国会議員の過半数**

【選出すること】が保証されるが、
他方で、選挙する側の主権者（国民）数と、選挙される側の国会議員の数が、
比例しない選挙では、【主権者（国民）の過半数が、国会議員の過半数を選出
すること】が保証されないからである。

(4) 第4の論点（憲法前文第1文の「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」の「行動」とは何か？）

【議論】

「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」（憲法前文第1文）の「行動」とは、【（日本国民が、「両議院の議事」（憲法56条2項）について、正当に選挙された国会における代表を通じて、間接的に投票するために、選挙で直接的に投票するという）「行動」】を含む、と解される。

(5) 第5の論点（本件選挙は、「正当（な）選挙」であるか否か？）

【議論】

- ① 本件選挙投票日（平29.10.22）当時、衆議院議員の定数は、465人であるところ、そのうち、289人が小選挙区選出議員であり、176人が、比例代表選出議員である（公職選挙法4条1項）。

本(5)では、本件選挙の1票の投票価値の不平等が憲法違反か否かを議論することを目的としているため、全衆院議員が、小選挙区選出議員であると仮定して、議論を進める。

- ② 本件選挙では、一方で、全国民の44.8%（ $=56,183,183 \text{ 人} \div 125,342,377 \text{ 人} \langle \text{全人口} \rangle \times 100$ 。半数未満）が、全衆院議員（小選挙区）の50.2%（ $=145 \text{ 人} \div 289 \text{ 人} \langle \text{衆院(小選挙区)全議員} \rangle \times 100$ 。過半数）を選出し、他方で、全国民の55.2%（ $=69,159,194 \text{ 人} \div 125,342,377 \text{ 人} \times 100$ 。過半数）が、全衆院議員（小選挙区）の49.8%（ $=144 \text{ 人}$

÷289人×100. 半数未満)を選出した。

③ 非人口比例選挙である本件選挙の結果について言えば、

【全国民の半数未満(本件選挙では、44.8%。56,183,183人)から選出される「**国会議員の過半数**」(本件選挙では、**50.2%。145人**)の投ずる票が、(全国民の過半数(本件選挙では、55.2%)から選出される「全国会議員の半数未満」(49.8%。144人)の投ずる票に示される)「**全国民の過半数**」(本件選挙では、**55.2%。69,159,194人**)の意見に優越して、「**両議院の議事**」(憲法56条2項)を決定すること】

が、あり得ることになる。

【国民の半数未満から選出された「国会議員の過半数」の投ずる票が、国民の過半数の意見に優越して、両議院の議事を決定することがあり得るという「本件選挙の結果」】は、「**主権の存する日本国民**」(憲法1条)、「主権が国民に存する」(憲法前文第1文)の各定めと両立し得ない。

本件選挙の結果は、**国会議員が主権を有する**という憲法1条(「主権の存する日本国民」)に反する**暴論**によってしか、正当化できない。

(以下、余白)

上記**第Ⅰ部**の主張が排斥される場合に備えて、選挙人らは、本**第Ⅱ部**のとおり主張する。

第Ⅱ部 (本書 8～20 頁)

I (本書 8～10 頁)

国は、「2倍未満合憲説」を主張する。

選挙人らは、これに対し、下記(本書 8～10 頁)の **反論 1**～**反論 3** のとおり、反論する。

1 **反論 1**

(1) 平成 27 年大法院判決 (甲 4) は、その判決文 10 頁で、

「衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割り
を決定するに際して、憲法上、議員 1 人当たりの選挙人数ないし人口が
できる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが
求められているというべきであるが、それ以外の要素も合理性
性を有する限り国会において考慮することが許容されているものと
解される」(強調 引用者)

と判示する(平成 25 年大法院判決 9 頁～10 頁〈甲 3〉、平成 23 年大法院判決文 7 頁～8 頁〈甲 2〉も、同旨)。

(2) 国の【2倍未満合憲説】は、

『人口以外の要素(但し、都道府県も、「人口以外の要素」の 1 つである)
が、合理性を有する場合であっても、はたまた、合理性を有しな
い場合であっても、そのいずれにせよ、投票価値の格差が 2 倍未満

でさえあれば、選挙区割りは、合憲である』旨

の主張である。

即ち、国の【2倍未満合憲説】は、「**それ以外の要素も合理性を有する限り**国会において考慮することが許容されているものと解される」との当該判示を**真正面から否定する**。

よって、国の【2倍未満合憲説】は、失当である。

2 反論2

- (1) 平23大法廷判決（衆）についての、最高裁判所調査官岩井伸晃、同小林宏司執筆「衆議院議員定数訴訟最高裁大法廷判決の解説と全文」と題する論文（ジュリストNo.1428。2011.9.1 60～61頁 甲26。上告人（選挙人ら）の上告理由書・7～9頁）は、

「従来の最高裁判例において合憲性の判定における較差の数値に係る量的な基準が示されたことはなく、本判決においても、この点は同様であり、憲法の投票価値の平等の要求の制約となる要素として国会において考慮された事情にその制約を正当化し得る合理性があるか否かという質的な観点の問題とされ、1人別枠方式についてはその合理性に時間的限界がありこれによる較差を正当化し得る合理性は既に失われたと判断されたものであって、単純に較差の数値のみから直ちに合憲・違憲の結論が導かれるものではないと解される（本判決は、区画審設置法3条1項所定の区割基準につき、「投票価値の平等に配慮した合理的な基準を定めたものといえることができる」と判示しているが、これが最大較差2倍という数値を画一的に量的な基準とする趣旨のものでないことも、その前後の説示の内容等から明らかであるといえよう）。」（強調 引用者。同論文

61頁脚注)

と記述する。

- (2) 同論文の上記(本書9頁)の記述のとおり、国の1票の投票価値較差・最大2倍未満合憲説(原審答弁書29～36頁)は、従来の最高裁判例(「従来の最高裁判例において合憲性の判定における較差の数値に係る量的な基準が示されたことはな(い)」同論文61頁脚注)に沿うものではない。

よって、国の【2倍未満合憲説】は、失当である。

3 反論3

そもそも、「1人別枠方式に係る部分は、……本件選挙時には、その立法時の合理性が失われたにもかかわらず、投票価値の平等と相容れない作用を及ぼすものとして、それ自体、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた」(平成23年大法廷判決文11頁 甲2 強調 引用者)の文言は、下記(本書12頁)に示したとおり、

「地域性に係る問題のために、殊更にある地域(都道府県)の選挙人と他の地域(都道府県)の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとは言い難い」

(平成23年大法廷判決文9頁〈甲2〉)

という二義を許さない、単純明白な憲法上の根拠に基づくものである。

従って、そこには、国の『投票価値の較差(最大)が2倍未満で有りさえすれば、同投票価値の較差(最大)の合理性の有無を問うことなく、合憲である』というような、憲法の条文上の根拠のない乱暴な議論が入り込む余地は全くない。

II (本書 11～20 頁)

国は、

『本件選挙において、本件各改正（平成 24 年改正、25 年改正、28 年改正、29 年改正）がなされたことにより、本件選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反するとは言えない』旨

主張する（以下、国の「本件各改正による合憲説」答弁書 39～42 頁）。

選挙人らは、之に対して、下記（本書 11～20 頁）の **反論①**；**反論②** のとおり、反論する。

1 **反論①**

【要旨】

平成 23 年大法廷判決（9 頁）は、

「地域性に係る問題のために、殊更にある地域（都道府県）の選挙人と他の地域（都道府県）の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいい難い。」（強調 引用者）

と判示し（本書 12 頁）

『一人別枠方式の導入時に存在した一人別枠方式の合理性が時間の経過により、選挙当時失われたので、一人別枠方式**自体**、選挙当時、憲法の投票価値の平等に反する状態に至った』旨

判示した。

平成 25 年大法廷判決、平成 27 年大法廷判決も、当該平成 23 年大法廷判決の当該各判示を維持している、と解される。

(1)① 平成 23 年大法廷判決は、その判決文・9 頁で、

「地域性に係る問題のために、殊更にある地域（都道府県）の選挙人と他の地域（都道府県）の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの**合理性があるとはいい難い。**」（強調 引用者）

と判示し、

② 加えて、その判決文・9～10 頁で、

「新しい選挙制度を導入するに当たり、直ちに人口比例のみに基づいて各都道府県への定数の配分を行った場合には、人口の少ない県における定数が急激かつ大幅に削減されることになるため、国政における安定性、連続性の確保を図る必要があると考えられたこと、何よりもこの点への配慮なくしては選挙制度の改革の実現自体が困難であったと認められる状況の下で採られた方策であるということにあるものと解される。

そうであるとすれば、1 人別枠方式は、**おのずからその合理性に時間的な限界**があるものというべきであり、新しい選挙制度が定着し、安定した運用がされるようになった段階においては、その**合理性は失われるもの**というほかはない。」（強調 引用者）

と判示し、

③ 続けて、その判決文・11 頁で、

「そうすると、**本件区割基準のうち1 人別枠方式に係る部分は**、遅くとも**本件選挙時には、その立法時の合理性が失われたにもかかわらず**、投票価値の平等と相容れない作用を及ぼすものとして、**それ自体**、

憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものといわなければならない。そして、本件選挙区割りについては、本件選挙時において上記の状態にあった1人別枠方式を含む本件区割基準に基づいて定められたものである以上、これもまた、本件選挙時において、**憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたもの**というべきである。」(強調 引用者)

と判示し、

④ 更に、その判決文・12頁で、

「したがって、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに本件区割基準中の**1人別枠方式を廃止し**、区画審設置法3条1項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があるところである。」(強調 引用者)

と判示する。

(2) 平成25年、平成27年の各大法廷判決は、いずれも、平成23年大法廷判決の『本件区割基準のうち1人別枠方式に係る部分は、当該選挙当時(平成21年8月)、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態である』旨の判示を変更しておらず、そのため本件選挙区割基準のうち1人別枠方式に係る部分が憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたことの理由付たる、

「地域性に係る問題のために、殊更にある地域（都道府県）の選挙人と他の地域（都道府県）の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの**合理性があるとはいい難い。**」（強調 引用者）

の判示を維持している、と解される。

(3) 平成 29 年衆院（小選挙区）選挙（以下、本件選挙）について言えば、**該1都11県**（国の答弁書第 4、4(2)、ウ(ウ)〈例えば、東京都選挙管理委員会答弁書 51 頁〉）の夫々の議員定数は、平成 23 年大法院判決、平成 25 年大法院判決、平成 27 年大法院判決が『憲法の投票価値の平等の要求に反する状態である』旨判示した 1 人別枠方式により決定された議員定数と同数であり、

該 1 都 11 県の夫々の、1 人別枠方式により決定された議員定数と同数の議員定数に基づく選挙区割りには、【憲法の投票価値の平等の要求に反する状態の瑕疵】を帯びている。

よって、該 1 都 11 県の議員定数に基づく選挙区割りは、【憲法の投票価値の平等の要求】に反した状態に至っており、その結果、全選挙区の**有機的一体性**により、本件選挙の全選挙区は、【憲法の投票価値の平等の要求】に反する状態に至っていた（**昭和 51 年大法院判決** 甲 25、**昭和 60 年大法院判決** 甲 31）。

2 反論②

【要旨】

- ① **平成 23 年大法院判決**；**平成 25 年大法院判決**；**平成 27 年大法院判決**によれば、**憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を解決するためには**、各都道府県への議員定数配分を新区割基準（〈アダムズ方式〉「28 年改正」）に基づいて**見直す**必要がある。

- ② 本件選挙に於いては、該 1 都 11 県については、1 人別枠方式による各都県への各議員定数と同数の定数が、従来どおり維持されており、**1 人別枠方式により決定される各議員定数が廃止されていない。**
- ③ よって、該 1 都 11 県の各議員定数は、【憲法の投票価値の平等の要求】に反する状態の瑕疵を、帯びている。
- ④ その結果、該 1 都 11 県の夫々の選挙区割りの当該【憲法の投票価値の平等の要求に反する状態の瑕疵】のため、全選挙区の**有機的一体性**により（**昭和 51 年大法院判決** 甲 25、**昭和 60 年大法院判決** 甲 31）、本件選挙の全選挙区選挙区割りも、【憲法の投票価値の平等の要求に反する状態】の瑕疵を帯びることになる。

(1) **平成 23 年大法院判決** (本書 15～16 頁)

ア 平成 23 年大法院判決（甲 2）は、その判決文 12 頁で、

「できるだけ速やかに本件区割基準中の**1 人別枠方式を廃止し**、区画審設置法 3 条 1 項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど、**投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要がある**ところである。」(強調 引用者)

と判示する。

即ち、平成 23 年大法院判決の当該判示は、

『【憲法の投票価値の平等の要求】に沿うためには、**1 人別枠方式の廃止が必要である**』旨

明言する。

イ 平成 23 年大法廷判決の当該判示に照らせば、本件選挙では、1 都 11 県において、1 人別枠方式の議員定数（但し、新区割基準〈アダムズ方式 選挙人代理人注〉の議員定数と異なるもの）が維持されているので、**該 1 都 11 県においては、1 人別枠方式により算出される議員定数は、廃止されておらず、【憲法の投票価値の平等の要求】に反する状態に至っている、と解される。**

そして、一例として、本件選挙の東京都の議員定数・25に注目すると、1 人別枠方式により算出される東京都の議員定数・25 と同数であり、本件選挙の東京都の議員定数・25 は、アダムズ方式による東京都の議員定数と異なり、【憲法の投票価値の平等の要求】に反するという**違憲状態の瑕疵**を帯びるに至っていた。

その結果、選挙区相互の**有機的一体性**により、本件選挙の全選挙区も、【憲法の投票価値の平等の要求】に反する状態に至っていた（**昭和 51 年大法廷判決** 甲 25、**昭和 60 年大法廷判決** 甲 31）。

(2) **平成 25 年大法廷判決**（本書 16～17 頁）

ア 平成 25 年大法廷判決（甲 3）は、その判決文 13 頁で、

「**これらの憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を解消するためには、**旧区画審設置法 3 条 2 項の定める 1 人別枠方式を**廃止し**、同条 1 項の趣旨に沿って平成 22 年国勢調査の結果を基に各都道府県への選挙区の数すなわち議員の定数の配分を**見直し、それを前提として多数**の選挙区の区割りを**改定すること**が求められていたところである。」（強調 引用者）

と判示し、

その中で、『これらの憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を解消するためには、1人別枠方式の廃止が求められている』旨明言している。

- イ 本件選挙の該1都11県においては、1人別枠方式により算出される1都11県の議員定数（但し、平成28年改正法の新区割基準（アダムズ方式 選挙人代理人注）の議員定数と異なる定数）が維持されており、1人別枠方式の議員定数は、廃止されていない。

上記(1) 平成23年大法廷判決 の第2段落をここに引用する。

- (3) 平成27年大法廷判決（本書17～20頁）

- ア 平成27年大法廷判決（甲4）は、その判決文15頁で、

「これらの憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を解消するためには、旧区画審設置法3条2項を削除した上で、同条1項の趣旨に沿って各都道府県への選挙区の数すなわち議員の定数の配分を見直し、それを前提として多数の選挙区の区割りを改正することが求められ、」（強調 引用者）

と判示し、

同12頁～13頁で、

「本件選挙区割りにおいては、上記0増5減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県について旧区割基準に基づいて配分された定数の見直しを經ておらず、1人別枠方式を定めた旧区画審設置法3条2項が削除された後の新区割基準に基づいた定数の再

配分が行われていないことから、いまだ多くの都道府県において、そのような再配分が行われた場合に配分されるべき定数とは異なる定数が配分されているということができる。」(強調 引用者)

と判示する。

ここで、平成 27 年大法廷判決文 15 頁の

「旧区画審設置法 3 条 2 項を削除した上で、同条 1 項の趣旨に沿って各都道府県への選挙区の数すなわち議員の定数の配分を見直し、」(強調 引用者)

は、

同 12 頁の

「1 人別枠方式を定めた旧区画審設置法 3 条 2 項が削除された後の新区割基準に基づいた定数の再配分」(強調 引用者)

と同旨である、と解される。

イ 国は、答弁書第 3、4、(11) (例えば、東京都選挙管理委員会答弁書 19 頁本文末行～20 頁 5 行) で、

「そして、選挙制度調査会は、衆議院議長に対し、平成 28 年 1 月 14 日、次の内容の答申をした。すなわち、①衆議院議員の定数を 10 人削減すること、②都道府県への議席配分をアダムズ方式により行うこと、③都道府県への議席配分の見直しは、制度の安定性を勘案し、10 年ごとに行われる大規模国勢調査の結果による人口に基づき行うこと

などを内容とする答申（以下「本件答申」という。）をした（乙第10号証3及び4ページ）。」（強調 引用者）

と主張する。

ウ 国の該主張に照らせば、国は、

『「1人別枠方式を定めた旧区画審設置法3条2項が削除された後の新区割基準」（平成27年大法廷判決文・12頁）とは、人口比例に基づくアダムズ方式（国の答弁書第3、4、(11)の脚注*1〈例えば、東京都選挙管理委員会答弁書19頁脚注*1〉）の定数配分方式である』旨

自認している、と解される。

エ そうだとすると、平成27年大法廷判決文15頁（甲4）の

「これらの憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を解消するためには、旧区画審設置法3条2項を削除した上で、同条1項の趣旨に沿って各都道府県への選挙区の数すなわち議員の定数の配分を見直し、それを前提として多数の選挙区の区割りを改正することが求められ、」（強調 引用者）

とは、「これらの憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を解消するためには、」（強調 引用者）新区割基準（国は、【アダムズ方式の区割基準であること】を自認する〈例えば、東京都選挙管理委員会答弁書19頁脚注*1。〉）に基づいて「各都道府県への選挙区割の数、即ち、議員の定数の配分を見直し、それを前提として多数の選挙区の区割りを改正することが求められ、」（強調 引用者）の趣旨である、

と解される。

オ 平成 27 年大法廷判決・15 頁に照らせば、

1 人別枠方式により算出される該 1 都 11 県の夫々の議員定数の、【憲法の投票価値の平等の要求】に反する状態を解消するためには、「新区割基準に基づいた定数の再配分」を行う必要があるところ、

本件選挙では、該 1 都 11 県については、「**新区割基準**（即ち、アダムズ方式の基準。選挙人代理人 注）**に基づいた定数の再配分**」が行われていない。

よって、該 1 都 11 県の議員定数に基づく選挙区割りは、【憲法の投票価値の平等の要求】に反した状態に至っており、その結果、全選挙区の**有機的一体性**により、本件選挙の全選挙区は、【憲法の投票価値の平等の要求】に反する状態に至っていた（**昭和 51 年大法廷判決 甲 25、昭和 60 年大法廷判決 甲 31**）。

（以下、余白）

第2章 (本書 21～22 頁)

裁判官は、統治論に基づく選挙人らの主張を排除する場合は、その排斥の理由を判決理由中に説示する義務を負う（憲法 76 条 3 項、民訴法 253 条 1 項 3 号、行政訴訟法 7 条）。

- 1
 - ① 平成 23 年大法廷判決（衆）（甲 2）、
 - ② 平成 25 年大法廷判決（衆）（甲 3）、
 - ③ 平成 27 年大法廷判決（衆）（甲 4）

において、選挙人（原審原告）らは、『憲法 56 条 2 項、1 条、前文第 1 文前段、憲法 14 条が人口比例選挙を要求する』旨の統治論を主張したが、これに対し、当該 3 の最高裁大法廷判決（衆）は、憲法 14 条に基づく人権論に基づいて、憲法 14 条は、人口比例選挙を要求していない旨説示して、選挙人らの統治論の主張を検討することなく、選挙人らの請求を棄却した。

- 2 しかしながら、本件裁判の争点が主権者（国民）固有の根源的権原の内容そのものであるため、当該 3 の最高裁大法廷判決（衆）の各最高裁裁判官は、憲法 76 条 3 項（「すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職務を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。」）、民訴法 253 条 1 項 3 号、行政訴訟法 7 条に基づき、その判決文中に、選挙人（原審原告）らの統治論に基づく主張を排斥する理由を示す、憲法上の義務を負う。

- 3 そして、本件裁判において、最高裁判所裁判官は、もし仮に、選挙人らの当該 **統治論に基づく主張** を棄却する場合は、当該統治論（即ち、憲法 56 条 2 項、1 条、前文第 1 文前段、14 条に基づく統治論）に基づく選挙人らの主張を排斥する理由を判決文中に説示する義務を負う（**憲法 76 条 3 項、民訴法 253 条 1 項**

3号、行政訴訟法7条)。

以上